## 各(総合)振興局建設指導課 主査(建築住宅) 様

建設部住宅局住宅課家賃管理係長

北海道営住宅条例に基づく入居資格審査について

北海道営住宅条例第6条第5号に定める入居資格審査の取扱いについては、平成30年2月28日付け事務連絡でお知らせしたところですが、(総合)振興局及び指定管理者における審査の徹底を図るため、改めて審査の手順等を定めましたので、適切に処理するようお願いいたします。

また、あわせて指定管理者に対しても、その旨周知願います。

記

- 1 条例第6条第5号に係る入居資格審査
  - ・退去滞納者でないことの確認は、退去滞納者情報のファイルと照合して確認すること。
  - ・審査手順:「【別添1】入居資格の審査フロー図」のとおり。
- 2 損害金等調定者一覧について

損害金等調定者一覧は、振興局の調定情報を基に「損害金等調定者一覧」を作成しておりますので、調定情報に変更がある場合は、すみやかに報告をお願いします。

3 同居の承認について

条例第12条第5号に規定する同居の承認の審査についても、原則、本通知に準じた取扱いを お願いします。

4 退去滞納者情報の共有について

指定管理者に対して、この通知の周知にあわせて情報提供を行い、以降は更新の都度、情報 提供をお願いします。

退去滞納者情報ファイルはパスワードを設定しておりますので、パスワードについては、別 途お知らせいたします。

5 個人情報の取扱いについて

退去滞納者情報については、「道営住宅の管理に係る個人情報の取り扱いについて」(平成17年6月14日付け住宅第457号、建設部住宅課長)に基づき取扱いをお願いします。

( 家賃管理係 )